

島根県貸切バス旅行商品造成支援事業補助金の概要

1. 要件等

島根県への観光を目的とした貸切バス旅行への補助要件については下表のとおり。

項目		内容	
区分(宿泊地域)		出雲地域	石見・隠岐地域
		松江市・出雲市・雲南市・安来市・奥出雲町・飯南町	大田市・江津市・浜田市・益田市・美郷町・川本町・邑南町・津和野町・吉賀町・海士町・西の島町・知夫村・隠岐の島町
旅行形態(※注1)		受注型企画旅行、募集型企画旅行	
催行期間	前期	2019年4月1日～2019年9月30日(帰着日)	
	後期	2019年12月1日～2020年3月31日(帰着日)	
旅行出発地		中国5県以外	島根県以外
旅行人数(※注2)		20名以上	15名以上
宿泊数		島根県内の旅館、ホテル等 1泊以上	
立寄箇所		観光施設等(※注3) 3カ所以上	
補助金額		[前期] 30,000円/バス1台あたり [後期] 50,000円/バス1台あたり ※上記単価に泊数を乗じた金額を補助	
旅行業登録		必要(旅行業法第3条の規定に基づく登録)	
その他		島根県及び公社島根県観光連盟等が実施する他の補助金を受けていないこと	

※注1 受注型企画旅行には、組織内募集型の企画旅行を含む。

ただし、次に掲げる旅行は対象外とする。

- ① 学校行事として実施する旅行 ② 会議や研修を目的とした旅行
- ③ 宗教活動、政治活動を目的とした旅行

※注2 乗務員及び添乗員は含まない。(実績ベース)

※注3 観光施設等の取り扱いについては3. 観光施設等のとおり

2. 改正点 (2018年度→2019年度)

- ① 対象とする旅行形態に「募集型企画旅行」を追加
- ② 対象とする旅行の催行期間に「前期」「後期」を設定
- ③ 上記のうち、後期催行分については補助金額を5万円に引き上げ
- ④ 1事業者(事業所、営業所)あたりの上限額(30万円)を撤廃
- ⑤ 対象とする旅行の県内観光施設等の立寄必要箇所数を3カ所以上に引き下げ

3. 観光施設等

- (1) 「観光施設等」とは、入場又は乗車(乗船)等をして、観覧、おみやげの購入、飲食、サービスの受給等ができる施設をいう。(有料、無料を問わない)
- (2) ガイドや体験ツアーなどについては1カ所として数えることができる。
- (3) 観光地(出雲大社～神門通り、松江城山公園、石見銀山など)において、特定の観光施設等を利用せず自由行動とする場合で、以下の要件を満たすときは、立寄証明がなくても1カ所として数えることができる。(交付要綱第4条第1項第3号関係)

- ① 自由行動エリアに利用が想定される観光施設が複数あること。
- ② 旅行契約、旅行商品の行程表等で確認できること。
- (4) 単なるトイレ休憩等(概ね15分未満)を目的とした立寄り施設数は数えることができない。
- (5) 原則、乗客全員が施設を利用する場合を対象とし、希望者のみが施設(体験・食事等)を利用するものは含まない。
- (6) 1つの観光施設((3)の観光地を含む)で目的や形態の異なる利用をしても重複して数えることはできない。

[例示]

- ・ 1つの寺社において参拝とは別に、宝物殿に入場や団体祈願を受ける場合
- ・ 1つの観光施設でおみやげ購入と昼食をとる場合
- ・ (3)の観光地内において立ち寄り証明を受けている場合

3. 補助金申請等

申請先	島根県商工労働部観光振興課誘客促進グループ 住所：松江市殿町1番地 TEL：0852-22-6913
受付期間	【前期】2019年 3月15日(金)～2019年9月20日(金) 【後期】2019年11月15日(金)～2020年3月20日(金) (交付要綱第6条第1項第1号関係)
申請手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行実施の10日前までに補助金申請をすること ・ 旅行の帰着日から14日以内の実績報告をすること ・ 補助金の確定後、精算払いとする
申請書類	しまね観光ナビ：「旅行業者の皆様へ」をご覧ください。 http://www.kankou-shimane.com/travel/

[宿泊地域区分図]

